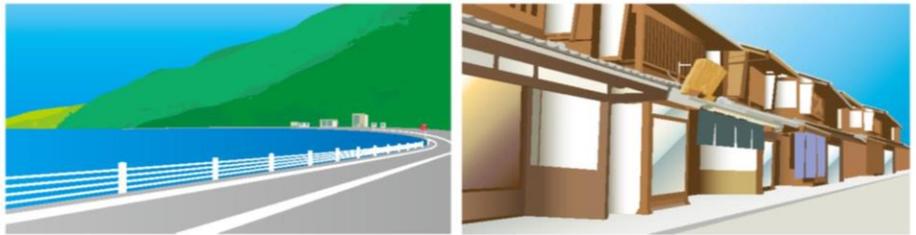
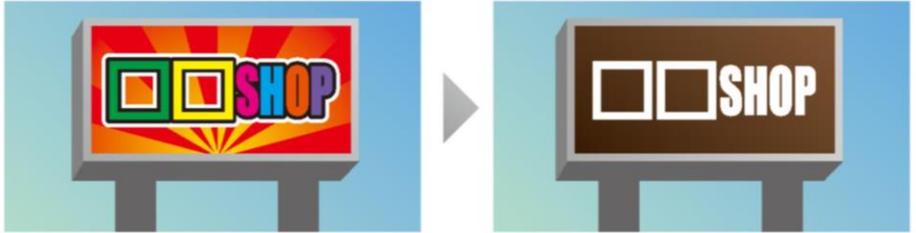


一般基準（全地域共通）

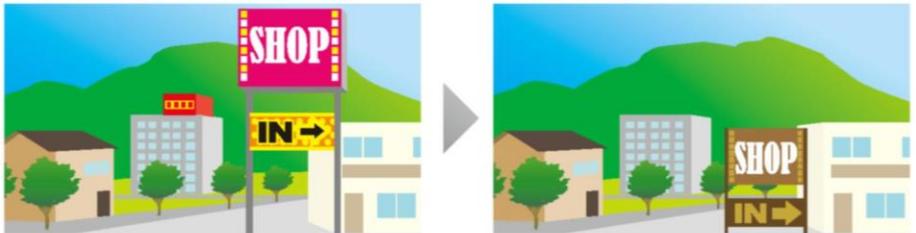
【1】
都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。



【2】
原則として表示面の色数を抑え、高彩度の色彩を複数使用しないこと。



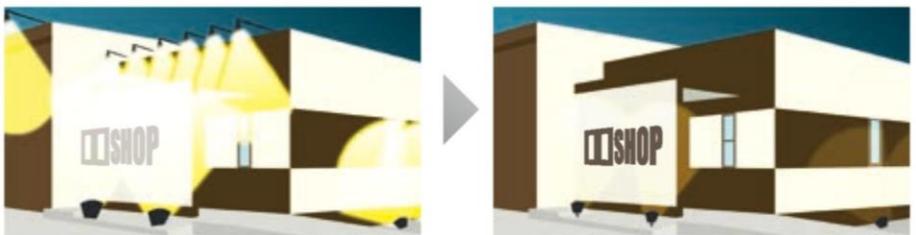
【3】
景勝地における眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。



【4】
蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。



【5】
電光表示板、投影広告物および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。



【6】
電光表示板、投影広告物、回転灯等の発光広告物にあっては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。



【7】
道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。



地域および分類ごとの基準

第1種地域



方針 特に重要な自然景観および歴史的景観を保全するため、屋外広告物の表示または掲出を最小限に止めるとともに、その形態・色彩等をとおして周辺景観との調和を目指します。
(伝統的建造物群保存地区において別途基準が定められている場合は、当該基準に準じる)

対象区域 **都市計画類型** 【特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区】
文化類型 【国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲から50m以内の地域、(特別)史跡、(特別)名勝、古墳】

適用除外 自家用広告物の表示面積の総合計が5㎡以内

許可の基準

自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下であること。(※1、※2)

※1 この基準は、都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、市街化調整区域に適用されます。

※2 敷地面積が基準面積(1,500㎡)以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設けています。

$\Sigma a \leq 15\text{m}^2 \times A / 1,500\text{m}^2$ (a:各広告物の面積、A:敷地面積)ただし、Aが1,500㎡未満の場合は、1,500㎡で算定すること。

設置できない広告物 屋上広告物、電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

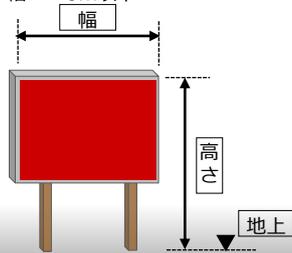
屋上広告物

・設置できません。

ただし、1階の勾配屋根・軒・庇に設置するもので、周囲のまちなみと調和するなどの全ての要件を満たすものに限り設置できる場合があります。(要協議)

野立広告物

- ・高さ 地上から4.5m以下
- ・幅 3m以下



壁面広告物

- ・壁面、屋上からはみ出さない。
- ・窓面その他の開口部を覆わない
- ・表示面積 壁面面積の1/5以下
- ・1個当たりの面積
 - 住居系用途地域または市街化調整区域：30㎡以下/個
 - その他の地域：70㎡以下/個
- ・窓面表示は各開口部面積の1/2以下

突出広告物

- 突出幅
 - ・道路上は1m以下
 - ・取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
 - ・地上から10m以下
 - ・取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - ・車道上：地上から4.7m以上
 - ・歩道上：地上から2.7m以上

非自家用広告物

非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

道標・案内図板

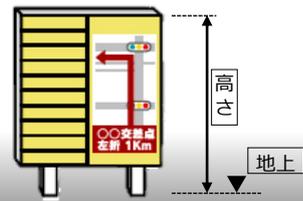
- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上占めること。
- ・案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。(広告募集物件は対象外)
- ・同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、500m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

- ・表示面積 3㎡以下(片面)
6㎡以下(総面積)
- ・高さ 地上から4.5m以下



- ・2人以上が共同掲出する場合
5㎡以下(片面)
10㎡以下(総面積)



色彩(電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象)

全ての表示面において、R・Y R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。

ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。

その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系を使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

設置できません。

第2種地域



方針	自然景観および良好な環境を保全するため、屋外広告物の表示または掲出を規制するとともに、その形態・色彩等とおして周辺景観との調和を目指します。
対象区域	景観類型 【琵琶湖・内湖景観形成地域、佐和山風致景観形成地域】 都市計画類型 【第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、景観地区、田園住居地域】 文化類型 【墓地、市民農園、都市公園、琵琶湖等】 道路類型 【中央自動車道西宮線（名神高速道路）の全線】 ただし、第1種地域を除く。
適用除外	自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

許可の基準

自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下であること。（※1、※2）

※1 この基準は、都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、市街化調整区域に適用されます。

※2 敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設けています。

$\Sigma a \leq 15\text{㎡} \times A / 1,500\text{㎡}$ （a:各広告物の面積、A:敷地面積）ただし、Aが1,500㎡未満の場合は、1,500㎡で算定すること。

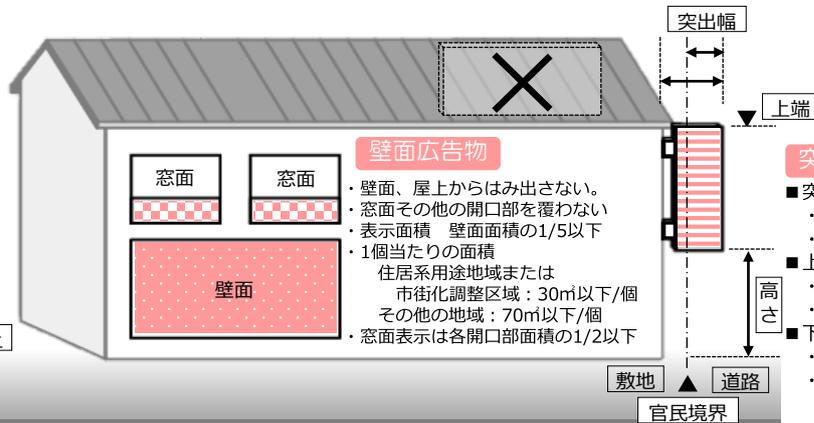
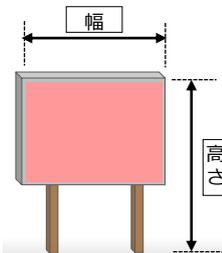
設置できない広告物 屋上広告物、電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

屋上広告物

- ・設置できません。
- ただし、1階の勾配屋根・軒・庇に設置するもので、周囲のまちなみと調和するなどの全ての要件を満たすものに限り設置できる場合があります。（要協議）

野立広告物

- ・高さ 地上から10m以下
- ・幅 4.5m以下



- 壁面広告物**
- ・壁面、屋上からはみ出さない。
 - ・窓面その他の開口部を覆わない
 - ・表示面積 壁面面積の1/5以下
 - ・1個当たりの面積
住居系用途地域または市街化調整区域：30㎡以下/個
その他の地域：70㎡以下/個
 - ・窓面表示は各開口部面積の1/2以下

突出広告物

- 突出幅
 - ・道路上は1m以下
 - ・取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
 - ・地上から10m以下
 - ・取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - ・車道上：地上から4.7m以上
 - ・歩道上：地上から2.7m以上

非自家用広告物

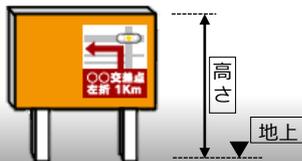
非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

道標・案内図板

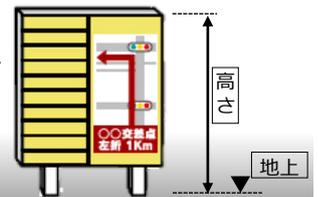
- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上占めること。
- ・案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。（広告募集物件は対象外）
- ・同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、500m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

- ・表示面積 3㎡以下（片面）
6㎡以下（総面積）
- ・高さ 地上から4.5m以下



- ・2人以上が共同掲出する場合
5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）



色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。

ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。

その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系を使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

設置できません。

第3種地域



方針 彦根城周辺における歴史的景観を重視し、商業エリアと住居エリアにおいて歴史性ととも
に風格とにぎわいのある景観形成に資する屋外広告物の創出を目指します。

対象区域 景観類型 【城下町景観形成地域（内町地区、外町地区、駅前お城通り地区、駅西周辺
地区、旧城下町周辺地区、芹川周辺地区）、旧松原内湖景観形成地域（城
北田園地区、城北まちなか地区）】
ただし、第1種、第2種地域を除く。

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

自家用広告物

設置できない広告物 屋上広告物

電光表示板

- 表示面積 3㎡以下（片面）
6㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から4.5m以下
- 1事業所原則1個まで
- 屋上広告物としての設置はできない
- 強い光を放つものではなく、表示速度が速くないもの

屋上広告物

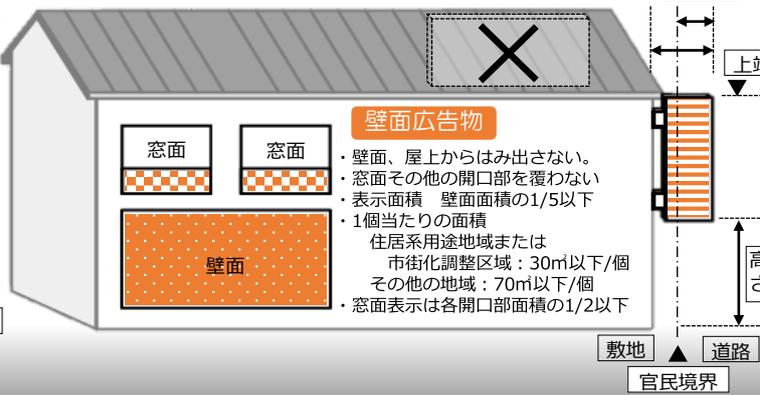
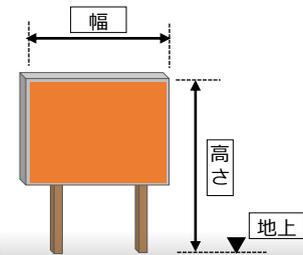
- 設置できません。
- ただし、1階の勾配屋根・軒・庇に設置するもので、周囲のまちなみと調和するなどの全ての要件を満たすものに限り設置できる場合があります。（要協議）

投影広告物

- 景観、周辺環境および道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないもの
- 信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運転者を幻惑するおそれのないもの
- 屋上広告物として表示するものでないこと
- 過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努めて緩やかであること
- 表示面積は、表示箇所の面積基準に準じる

野立広告物

- 高さ 地上から10m以下
- 幅 高さ4.5m超は幅4.5m以下（新規が対象）



壁面広告物

- 壁面、屋上からはみ出さない。
- 窓面その他の開口部を覆わない
- 表示面積 壁面面積の1/5以下
- 1個当たりの面積
住居系用途地域または市街化調整区域：30㎡以下/個
その他の地域：70㎡以下/個
- 窓面表示は各開口部面積の1/2以下

可変式照明付き広告物

- 強い光を放つもの、表示速度が速いものでないこと
- 屋上または高い位置に設置するものでないこと

突出広告物

- 突出幅
 - 道路上は1m以下
 - 取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
- 取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - 車道上：地上から4.7m以上
 - 歩道上：地上から2.7m以上

非自家用広告物

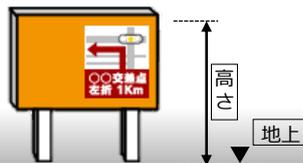
非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

道標・案内図板

- 地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の**40%**以上占めること。
- 案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。（広告募集物件は対象外）
- 同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、100m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

- 表示面積 3㎡以下（片面）
6㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から4.5m以下



- 2人以上が共同掲出する場合
5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）



色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系は使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。

第4種地域



方針	広域的な交通を担う幹線道路の沿道において、沿道型サービス施設の立地等を前提として、良好な屋外広告物の誘導を図り、良好な景観軸の形成を目指します。
対象区域	景観類型 【朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域、国道306号沿道景観形成地域、芹川河川景観形成地域】 道路類型 【国道8号、県道彦根近江八幡線、県道彦根環状線の一部、県道多賀高宮線、県道神郷彦根線、県道三津屋野口線の一部、市道中山道線の一部（県道部含む）および市道八坂西今線の道路肩から30m以内の地域】 ただし、第1種地域～第3種地域を除く。
適用除外	自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

自家用広告物

電光表示板

- 表示面積 5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から10m以下
- 1事業所原則1個まで
- 屋上広告物としての設置はできない
- 強い光を放つものではなく、表示速度が速くないもの

野立広告物

- 高さ
 - 住居系用途地域または市街化調整区域
地上から10m以下
 - その他の地域（近隣商業地域等）
地上から20m以下
- 幅 高さ4.5m超は幅6m以下（新規が対象）
- 後退 高さ10m超は道路界から2m以上後退（新規が対象）

屋上広告物

- 高さ
 - 住居系用途地域または市街化調整区域
建築物等の高さの2/3以下かつ5m以下
 - その他の地域（近隣商業地域等）
建築物等の高さの2/3以下かつ10m以下
- 屋上等の水平投影面をはみ出さない
- 広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること

投影広告物

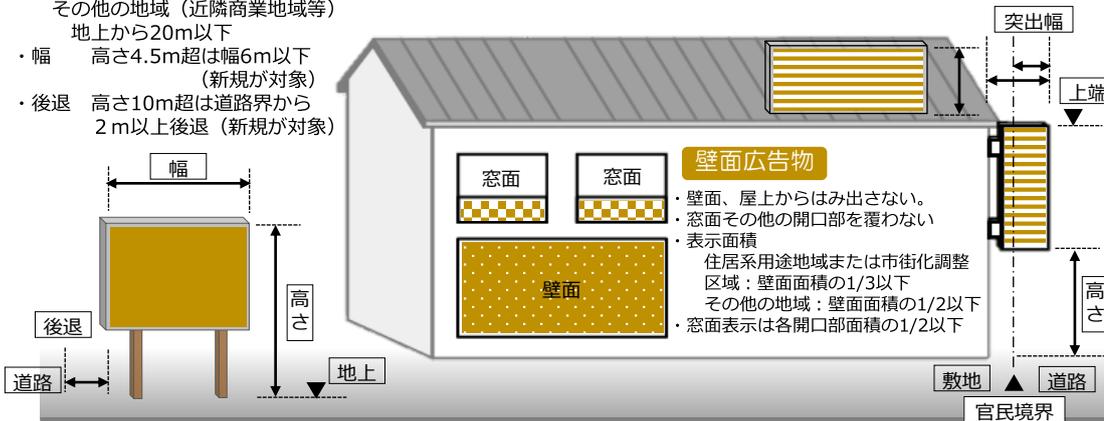
- 景観、周辺環境および道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないもの
- 信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運転者を幻惑するおそれのないもの
- 屋上広告物として表示するものでないこと
- 過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努めて緩やかであること
- 表示面積は、表示箇所の面積基準に準じる

可変式照明付き広告物

- 強い光を放つもの、表示速度が速いものでないこと
- 屋上または高い位置に設置するものでないこと

突出広告物

- 突出幅
 - 道路上は1m以下
 - 取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
 - 取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - 車道上：地上から4.7m以上
 - 歩道上：地上から2.7m以上



非自家用広告物

非自家用広告物は、設置できません。ただし、道標・案内図板は、設置できます。

道標・案内図板

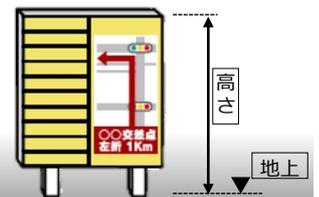
- 地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上占めること。なお、国道と国道が平面交差する地点から30m以内の区間で国道の境界から30m以内の区域は設置できない。
- 案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内の区域に所在するものであること。（広告募集物件は対象外）
- 同一表示者が複数設置する場合の相互間距離は、100m以上離すこと。

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物

- 表示面積 5㎡以下（片面）
10㎡以下（総面積）
- 高さ 地上から4.5m以下



- 10人以上が共同掲出する場合
30㎡以下（片面）
60㎡以下（総面積）



色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y R・Y系の色相で彩度10以下、その他の色相で彩度8以下とすること。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系は使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。

第5種地域

方針 田園および山なみの自然景観に対して、その形態・色彩等を通し周辺景観と調和した良好な景観形成を図ることを目指します。

対象区域 **景観類型** 【田園集落景観ゾーン、山なみ景観ゾーン】
ただし、第1種～第4種地域を除く。

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

自家用広告物

電光表示板

- ・表示面積 3㎡以下（片面）
6㎡以下（総面積）
- ・高さ 地上から10m以下
- ・1事業所原則1個まで
- ・屋上広告物としての設置はできない
- ・強い光を放つものではなく、表示速度が速くないもの

屋上広告物

- ・高さ 建築物等の高さ2/3以下かつ5m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さない
- ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること

投影広告物

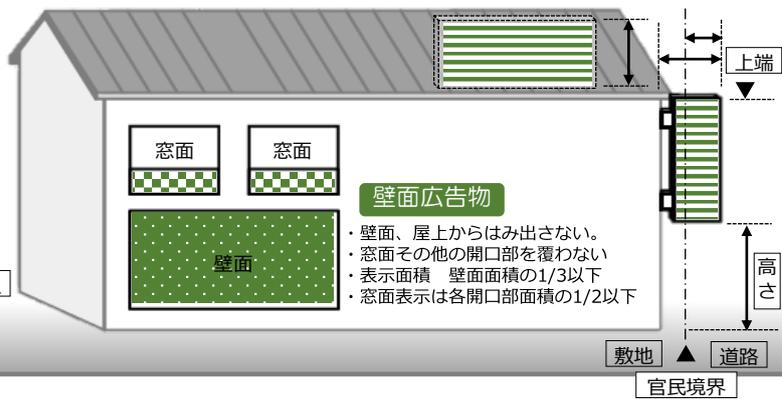
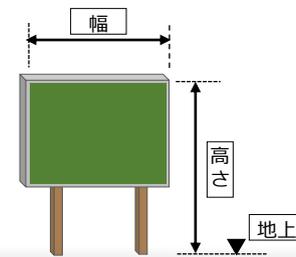
- ・景観、周辺環境および道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないもの
- ・信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運転者を幻惑するおそれのないもの
- ・屋上広告物として表示するものでないこと
- ・過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努めて緩やかであること
- ・表示面積は、表示箇所面積基準に準じる

野立広告物

- ・高さ 地上から10m以下
- ・幅 高さ4.5m超は幅6m以下（新規が対象）

可変式照明付き広告物

- ・強い光を放つもの、表示速度が速いものでないこと
- ・屋上または高い位置に設置するものでないこと



突出広告物

- 突出幅
 - ・道路上は1m以下
 - ・取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
 - ・取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - ・車道上：地上から4.7m以上
 - ・歩道上：地上から2.7m以上

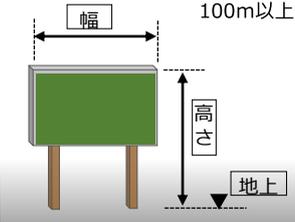
非自家用広告物

設置できない広告物

電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物、立看板類、貼り札類

野立広告物

- ・高さ 地上から4.5m以下
- ・表示面積 10㎡以下（1面あたり）
20㎡以下（総面積）
- ・同一表示者の相互間距離 100m以上



屋上広告物

- ・高さ 建築物等の高さ1/2以下かつ5m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さない
- ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること

突出広告物

- 突出幅
 - ・道路上は1m以下
 - ・取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
 - ・取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - ・車道上：地上から4.7m以上
 - ・歩道上：地上から2.7m以上

色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y R・Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とすること。

ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。

その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系を使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。

第6種地域



方針 個性的なまちなみや住宅地としての親しみやすい景観となるよう、その形態・色彩等と
 として周辺景観と調和した良好な景観形成を図ることを目指します。

対象区域 **景観類型** 【市街地景観ゾーン】
 ただし、第1種地域～第5種地域を除く。

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

許可の基準

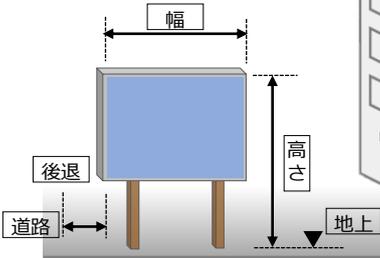
自家用広告物

電光表示板

- ・表示面積 5㎡以下（片面）
 10㎡以下（総面積）
- ・高さ 地上から10m以下
- ・1事業所原則1個まで
- ・屋上広告物としての設置はできない
- ・強い光を放つものではなく、
 表示速度が速くないもの

野立広告物

- ・高さ
 住居系用途地域または市街化調整区域
 地上から10m以下
 その他の地域（近隣商業地域等）
 地上から20m以下
- ・幅 高さ4.5m超は幅6m以下
 （新規が対象）
- ・後退 高さ10m超は道路界から
 2m以上後退（新規が対象）

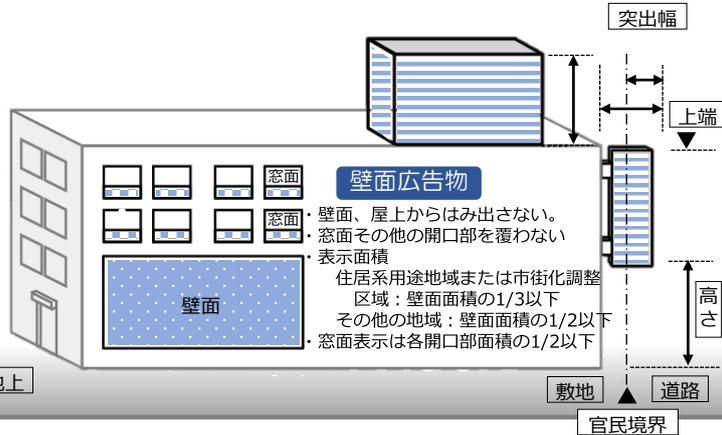


屋上広告物

- ・高さ
 住居系用途地域または市街化調整区域
 建築物等の高さの2/3以下かつ5m以下
 その他の地域（近隣商業地域等）
 建築物等の高さの2/3かつ10m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さない
- ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること

投影広告物

- ・景観、周辺環境および道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないもの
- ・信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運転者を幻惑するおそれのないもの
- ・屋上広告物として表示するものでないこと
- ・過剰な光量および照射範囲のものでなく、表示速度が努めて緩やかであること
- ・表示面積は、表示箇所の面積基準に準じる



可変式照明付き広告物

- ・強い光を放つもの、表示速度が速いものでないこと
- ・屋上または高い位置に設置するものでないこと

突出広告物

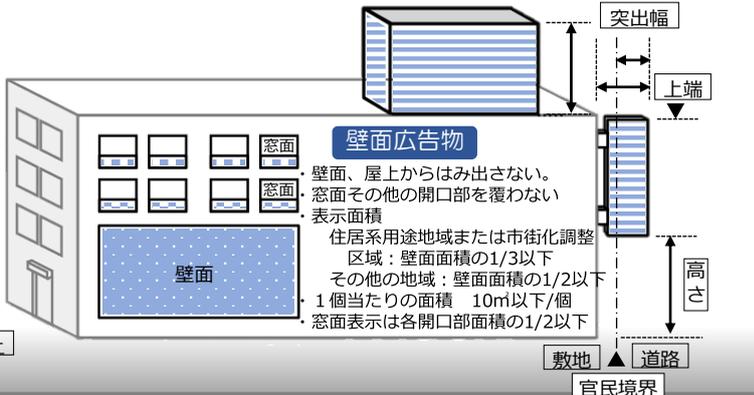
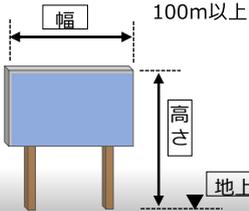
- 突出幅
 - ・道路上は1m以下
 - ・取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
 - ・取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - ・車道上：地上から4.7m以上
 - ・歩道上：地上から2.7m以上

非自家用広告物

設置できない広告物 電光表示板、可変式照明付き広告物、投影広告物、立看板類、貼り札類

野立広告物

- ・高さ 地上から4.5m以下
- ・表示面積
 10㎡以下（1面あたり）
 20㎡以下（総面積）
- ・同一表示者の相互間距離
 100m以上



屋上広告物

- ・高さ
 建築物等の高さ1/2以下かつ5m以下
- ・屋上等の水平投影面をはみ出さない
- ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること

突出広告物

- 突出幅
 - ・道路上は1m以下
 - ・取付壁面から1.5m以下
- 上端の高さ
 - ・取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ
 - ・車道上：地上から4.7m以上
 - ・歩道上：地上から2.7m以上

色彩（電光表示板、投影広告物以外の全ての広告物が対象）

全ての表示面において、R・Y・R・Y系の色相で彩度10以下、その他の色相で彩度8以下とすること。

ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。

その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。屋上広告物の表示面の地色には、明度3以下のN系は使用できない。

広告旗・立看板の類、貼り紙・貼り札

P13に記載のとおり。

電柱の類を利用する広告物

P13に記載のとおり。